

報告第1号～第7号

令和5年2月21日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について	1
報告第 2 号	専決処分の報告について	5
報告第 3 号	専決処分の報告について	9
報告第 4 号	専決処分の報告について	13
報告第 5 号	専決処分の報告について	17
報告第 6 号	専決処分の報告について	21
報告第 7 号	専決処分の報告について	27

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
 - (2) 被告は、原告に対し、金842,740円並びに①令和4年8月24日から本判決言渡日まで1か月金38,300円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで1か月金38,300円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで1か月金76,600円の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[REDACTED]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町 6 番 1 1 号 サムティ四日市ビル 7 階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月10日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 新消防分署・天名分団施設建築工事
- 2 変更後の契約金額 296,774,500円
(変更前の契約金額 292,178,700円)

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 處 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月16日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

68,200円

2 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和４年１１月２日、平野町地内の市道平野４１号線において、職員が公用車を運転中、除草作業を行うため道路左側に寄せ駐車しようとしたところ、相手方所有のフェンスに当該公用車の左側面が接触し、これを損傷させたもの

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 天名複合施設建築工事
- 2 変更後の契約金額 310,490,400円
(変更前の契約金額 306,350,000円)

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 鈴鹿市立大木中学校校舎増改築機械設備工事
- 2 変更後の契約金額 174,762,500円
(変更前の契約金額 174,326,900円)

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

民法等の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 1 号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鈴鹿市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第26条 削除	<u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長である特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鈴鹿市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第13条 削除	<u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市子ども・子育て会議条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市子ども・子育て会議条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月2日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
（ 別 紙 ）

理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 2 号

鈴鹿市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

鈴鹿市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年鈴鹿市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65号。以下「法」という。） <u>第72条第 1 項</u> の合議制の機関として、 鈴鹿市子ども・子育て会議（以下「子 ども・子育て会議」という。）を置 く。	(設置) 第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65号。以下「法」という。） <u>第77条第 1 項</u> の合議制の機関として、 鈴鹿市子ども・子育て会議（以下「子 ども・子育て会議」という。）を置 く。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。